ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	［略］
［ニ・ホ　略］	［略］	［略］
ニ　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）	［略］	［略］
［イ～ヌ　略］	［略］	［略］
［三・四　略］	［略］	［略］
五　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。ただし、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［略］
［ロ～ル　略］	［略］	［略］
［六～八　略］	［略］	［略］
九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	［略］
［十～十三　略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	［同上］
［ニ・ホ　同上］	［同上］	［同上］
ニ　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）	［同上］	［同上］
［イ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］
［三・四　同上］	［同上］	［同上］
五　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。ただし、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［同上］
［ロ～ル　同上］	［同上］	［同上］
［六～八　同上］	［同上］	［同上］
九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	［同上］
［十～十三　同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。